

令和●●年●●月●●日

いなべ市長 日 沖 靖 様

許可を受けようとする地縁による団体の

名称及び事務所の所在地

名 称 ●●● 自治会

所在地 いなべ市●●町●● 番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 自治会長 ●● ●●

住 所 いなべ市●●町●● 番地

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(添付書類)

1. 規約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 保有資産目録又は保有予定資産目録
5. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
6. 申請者が代表者であることを証する書類

# ●●●自治会規約

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、住民相互の協調により、地域的な共同活動を推進し、良好な地域社会の維持と一層の発展に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、●●●自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、いなべ市●●町内の別表に示す区域とする。

(事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、三重県いなべ市●●町△△△ ●●●●番地に置く。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 住民相互の連絡及び情報の提供。
- (2) 美化、清掃等、区域内の環境の整備。
- (3) 道路、水路、水道等生活環境施設の新設改良の促進
- (4) 山林、集会所その他の財産及び施設の維持管理。
- (5) 文化遺産の保存管理と伝統行事の継承。
- (6) 行政関係機関、地域諸団体との連携強化。
- (7) 住民の健康の増進と福祉の向上に関すること。
- (8) その他第1条の目的達成のために必要なこと。

## 第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第7条 会員は、本会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第9条 会員が次の各号の1つに該当するときは、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなったとき。
- (2) 本人から別に定める退会届が会長に提出されたとき。

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 ●人
- (2) 副会長 ●人
- (3) 会計 ●人
- (4) 組長 ●人
- (5) 監事 ●人

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長、会計及び組長は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長、会計及び組長の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況または業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前項の報告をするため、必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

5 各組長は、本会の運営及び事業の実施について協議し、推進する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、次のとおりとし、再任を妨げない。

- (1) 会長 ●年
- (2) 副会長 ●年
- (3) 会計 ●年
- (4) 組長 ●年
- (5) 監事 ●年

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期終了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第4章 総会

(総会の種類)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を協議する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後、2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1つに該当するときに開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の5分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第12条第4項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第22条 会員は、総会において各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) 現金又は物品のうち、総会において別に定める額のことを処分すること。

(総会の書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として、表決を委託することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 会員の現在数及び出席者数。(書面表決及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項。
- (4) 議事の経過の概要及びその結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に附議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(役員会の招集等)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、役員<sup>3</sup>の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

ただし、会長が緊急に開催する必要があると認める場合にはこの限りではない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条、第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産。
- (2) 会費。
- (3) 活動に伴う収入。

(4) 資産から生ずる果実。

(5) その他の収入。

(資産の管理)

第31条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち、総会において別に定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 年度開始後に、予算が総会において議決されていないときは、会長は前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書等を作成し、監事の監査を受けて毎会計年度終了後、2か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かついなべ市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散するときは、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、地方公共団体、又は本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(備付帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し、必要な事項は総会の議決を経て会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、認可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず認可のあった日から令和●●年12月31日までとする。

第3条別表

●●●自治会の区域

字 名	範 囲
●●●	●●●●番地～●●●●番地、●●●●番地～●●●● ●番地

# ●●●自治会設立総会議事録

令和●●年●●月●●日（●）、午前●●時●●分から●●●●センターにおいて設立総会を開催した。

1. 会 員 総 数 ●●名
2. 出 席 者 数 ●●名  
うち書面決議書 ●●名  
うち委任状 ●●名
3. 欠 席 者 ●●名

副自治会長 只今から・・・自治会の設立総会を開催いたします。  
それでは、自治会長よりごあいさつ及び趣旨説明をお願いいたします。

自治会長 自治会長あいさつ、趣旨説明

副自治会長 次に議長を選出したいのですが、どのように選出したらよろしいかお諮りいたします。

（執行部一任の声あり）

副自治会長 それでは、・・・・さんに議長をお願いしますがいかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

副自治会長 それでは、・・・・さんに議長をお願いします。

議 長 あいさつ

議 長 総会書記及び議事録署名者の選出についてどのように選出したらよろしいかお諮りいたします。

（議長一任の声あり）

議 長 それでは、書記に・・・・さん、議事録署名者に・・・・さんと・・・・さんをお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長 それでは、書記に・・・・さん、議事録署名者に・・・・さんと・・・・さんをお願いいたします。

議 長 それでは、議事を進行させていただきます。

議 長 議案第1号 法人格を得るための認可申請についてを議案といたします。自治会長より説明してください。

（自治会長説明）

議 長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。  
それでは質問がないようですので、採決いたします。  
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。  
挙手多数と認め議案第1号は、原案どおり承認されました。

議 長 つづきまして、議案第2号 規約の制定についてを議案といたします。  
会計より説明してください。

(会計説明)

議 長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。

議 長 それでは質問がないようですので、採決いたします。  
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。  
挙手多数と認め議案第2号は、原案どおり可決されました。

議 長 つづきまして、議案第3号 保有資産（保有予定資産）の議決について  
を議案といたします。会計より説明してください。

(会計説明)

議 長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。  
それでは質問がないようですので、採決いたします。  
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。  
挙手多数と認め議案第3号は、原案どおり可決されました。

議 長 つづきまして、議案第4号 会費の額及び徴収方法、時期の議決につい  
てを議案といたします。会計より説明してください。

(会計説明)

議 長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。  
それでは質問がないようですので、採決いたします。  
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。  
挙手多数と認め議案第4号は、原案どおり可決されました。

議 長 つづきまして、議案第5号 令和●●年度事業計画の議決についてと  
議案第6号 平成●●年度収支予算の議決についてを一括して議案とい  
たします。会計より説明してください。

(会計説明)

議 長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。

議 長 それでは質問がないようですので、採決いたします。  
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。  
挙手多数と認め議案第5号、第6号は、原案どおり可決されました。

議 長 つづきまして、議案第7号 令和●●年度支出予算中の流用の議決についてを議案といたします。会計より説明してください。

(会計説明)

議 長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。  
それでは質問がないようですので、採決いたします。  
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。  
挙手多数と認め議案第7号は、原案どおり可決されました。

議 長 つづきまして、議案第8号 役員の選任についてを議案といたします。  
会計より説明してください。

(会計説明)

議 長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。  
それでは質問がないようですので、採決いたします。  
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。  
挙手多数と認め議案第8号は、原案どおり可決されました。

議 長 つづきまして、議案第9号 認可申請代表者の選出についてを議案と  
いたします。会計より説明してください。

(会計説明)

議 長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。  
それでは質問がないようですので、採決いたします。  
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。  
挙手多数と認め議案第9号は、原案どおり可決されました。

以上をもって総会すべてを終了したので、議長は閉会を宣言、会長があいさつを述べ、午前 時 分に散会した。

上記の議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名者がここに記名捺印する。

令和●●年●●月●●日

議 長 ●● ●● (印)

議事録署名者 ●● ●● (印)

議事録署名者



## ●●●自治会構成員名簿

番号	氏名	住所(いなべ市●●町)	組名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

# 保有資産目録

●●●  
自治会  
令和 年  
月 日現在

## 1 不動産

### (1) 所有権を有する不動産

#### ア 建物

名 称	延床面積 (㎡)	所 在 地 (いなべ市)	付記 (名義)

#### イ 土地

地 目	面 積 (㎡)	所 在 地 (いなべ市)	付 記 (名義)

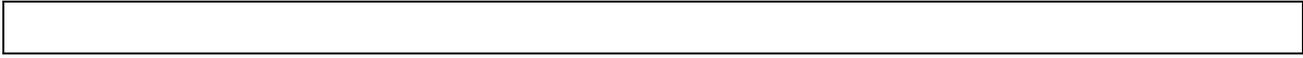
## 2 不動産に関する権利等

### (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地	付 記

### (2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量





令和●●年 ●●●自治会活動報告書

月	活動行事	会議等	式典等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

